

変更年月	平成 1 9 年 8 月
変更年月	平成 2 2 年 6 月
変更年月	平成 2 6 年 8 月
変更年月	平成 2 8 年 1 2 月
変更年月	令和 元年 5 月
変更年月	令和 4 年 3 月
変更年月	令和 5 年 8 月

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 5 年 8 月
東 か が わ 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 「本市の概要」

東かがわ市は、大川郡の引田町、白鳥町、大内町が合併し、平成15年4月1日に発足した。

本市は、香川県の東部に位置し、東南は東西に連なる阿讃山脈によって徳島県に接し、西はさぬき市に隣接し、北は国立公園瀬戸内海の播磨灘に臨み、高松市と徳島市のほぼ中間に位置する自然環境に恵まれた地域である。また、瀬戸内海に注ぐ馬宿川、小海川、新川、湊川、与田川、番屋川等の流域に平野部が開け、市街地と田園地域を形成し、気候は比較的晴天の日が多く、降水量が少ない瀬戸内特有の温暖な気候である。

経営耕地総面積は、1,091ヘクタール、経営耕地のある農業経営体数787戸であり、いずれも2015年農林業センサスから経営耕地総面積は約6パーセント増加したが、農業経営体数は約23パーセントの減少傾向となっている。（2020年農林業センサス）

東かがわ市は、その恵まれた自然条件と立地条件を生かし、昔から米麦を基幹に野菜、果樹、畜産などを組み合わせた複合経営を展開している。また、近年においては、収益性の高い野菜を中心とした施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目・作型について担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

このような農業発展の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 「本市の農業構造の現状及び見通し」

東かがわ市の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、社会情勢や社会の構造的変化にも起因し、特に土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうしたなかで、農地を自ら守る傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって定年帰農者の増加や兼業農家の高齢化が一層進み、機械更新時や世代交代等を機に廃業し、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 「本市における育成すべき農業経営」

東かがわ市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、東かがわ市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね400万円程

度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 「新規就農の動向と農業経営」

東かがわ市の令和4年の新規就農者は3人であり、年ごとによる変動はあるもののほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻の産地として生産量の維持を図るとともに、高収益性作物などの新規作目の導入による規模拡大も見据え、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

係る状況を踏まえ、東かがわ市は青年等（青年等就農計画制度に掲げる新規就農者を指す。以下、同様。）に農業を職業として選択してもらえよう、将来（経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

国が掲げる、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという目標や香川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた農業産出額の維持・拡大に向けて年間150人の新規就農者の確保目標を踏まえ、東かがわ市においては、毎年平均2人以上（目標；令和3年度から令和7年度まで 累計10人以上）の新規就農者の確保を目標とし、45歳以下の若い世代の就農については、より積極的支援の対象とする。また、雇用就農の受け皿となる法人については、既存の組織数を維持しつつ、組織内の円滑な新陳代謝が図れるよう努める。

新たに農業経営を営もうとする青年等が経営開始から5年後に達成すべき主たる従事者1人当たり年間総労働時間及び年間農業所得は、東かがわ市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する150日以上、1,200時間以上の水準を達成しつつ、農業で生計が成り立つ所得として、3に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度とする。

5 「担い手育成の推進方策」

東かがわ市は、将来の東かがわ市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってはこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、東かがわ市は、隣接するさぬき市とともに、香川県農業協同組合（以下、「香川県農協」という）、東かがわ市農業委員会（以下、「市農業委員会」という）、香川県東讃農業改良普及センター（以下「農業改良普及センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、東かがわ市地域農業再生協議会（以下、「地域農業再生協議会」という。）等を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため定期的に、地域における話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の地域農業再生協議会等が主体となって営農診断、営農改善方策の提

示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項に規定する計画、以下同じ）及び青年等就農計画（法第14条の4第1項に規定する計画、以下同じ）の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、市農業委員会や（公財）香川県農地機構（以下、「農地機構」という。）が連携して掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、農業者へ適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地売買等事業（法第7条に規定する農地中間管理機構が行う特例事業（以下「特例事業」という。））及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域の実情に応じて、地域での話し合いと合意形成を促進し、担い手の育成や集落営農の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、市内の受託者組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターなどの関係機関の支援の下に、既存施設園芸の作型の改善、品種の導入による高収益化や新規作目の導入を推進する。

集落営農組織などの生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらには、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定締結による農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく

農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、市農業委員会及び農地機構の支援による農用地利用のこれら認定農業者等への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、東かがわ市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

6 「担い手育成のフォローアップ」

東かがわ市は、地域農業再生協議会等において、認定農業者、認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び香川県農協支店単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けて行う。

特に、規模拡大を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、地域農業再生協議会等の下に株式会社日本政策金融公庫高松支店の参画を仰ぎつつ、香川県農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間の地区においては、新規の集約的作目導入や農産物の高付加価値化を図るため、地域農業再生協議会等の下に、市場関係者や県園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、戦略的振興作目の選定、その栽培に関する濃密指導、農産物の付加価値の向上を行い農業経営の発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に東かがわ市及び周辺市町で展開している専門化され、また収益性の高い優良な営農類型を踏まえつつ、東かがわ市における主要な営農類型について概ねカバーできるものを示すと次のとおりである。

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模 経営概要	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
水稻 + 麦 + 作業受託 【複合経営】	〈作付面積等〉 水稻（中生） 2.5ha 麦（小麦）2.5ha 作業受託 （耕起～田植） 12.0ha 作業受託 （収穫・乾燥・ 調整） 12.0ha	〈主な資本装備〉 作業場（含格納庫）鉄骨 150㎡ トラクター 41ps・28ps 各1台 ブロードキャスト 1台 乗用田植機 6条 1台 コンバイン 4条 1台 乾燥機 30石 2基 籾摺機 4インチ 1基 選別計量機 1台 フォークリフト 2t 1台 普通トラック 1台 軽トラック 1台 施肥播種機 8条 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 代かきハロー 1台 サブソイラー 1台 溝掘機 1台 他 〈その他〉 ・農業機械の適正導入等による低コスト化を図る。 ・水稻は、施肥管理などの生産技術の改善により食味や品質の優れた良質米生産に努める。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・簿記記帳結果を基にした経営分析を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期におけるパート雇用の確保

水稻 ＋ 葉ネギ ＋ レタス 【露地野菜】	〈作付面積等〉 水稻 2.5ha (早生) 1.5 ha (中生) 1.0 ha 葉ネギ 0.4ha レタス 3.0ha (年内) 1.0ha (年明) 1.3ha (春どり) 0.7ha	〈主な資本装備〉 <table><tr><td>作業場(含格納庫)</td><td>90㎡</td><td>1棟</td></tr><tr><td>ビニールハウス</td><td>100㎡</td><td>1棟</td></tr><tr><td>トラクター</td><td>26ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>田植機</td><td>4条</td><td>1台</td></tr><tr><td>コンバイン</td><td>2条</td><td>1台</td></tr><tr><td>管理機</td><td>6.3ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>レタス包装機</td><td></td><td>1台</td></tr><tr><td>予冷库</td><td>2.5坪</td><td>1基</td></tr><tr><td>軽トラック</td><td></td><td>1台</td></tr><tr><td>動力噴霧機</td><td>4.7ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>ねぎ洗浄機</td><td>3ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>肥料散布機</td><td>2.3ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>マルチャー</td><td>13ps</td><td>1台</td></tr></table> 〈その他〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用 ・葉ネギは、適正な病害虫防除管理に努め品質の安定化を図る。 ・レタスは、機械化等による規模の拡大とともに、優良品種導入等による高品質化に努める。	作業場(含格納庫)	90㎡	1棟	ビニールハウス	100㎡	1棟	トラクター	26ps	1台	田植機	4条	1台	コンバイン	2条	1台	管理機	6.3ps	1台	レタス包装機		1台	予冷库	2.5坪	1基	軽トラック		1台	動力噴霧機	4.7ps	1台	ねぎ洗浄機	3ps	1台	肥料散布機	2.3ps	1台	マルチャー	13ps	1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・簿記記帳結果を基にした経営分析を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・繁忙期における雇用従事者の確保
作業場(含格納庫)	90㎡	1棟																																									
ビニールハウス	100㎡	1棟																																									
トラクター	26ps	1台																																									
田植機	4条	1台																																									
コンバイン	2条	1台																																									
管理機	6.3ps	1台																																									
レタス包装機		1台																																									
予冷库	2.5坪	1基																																									
軽トラック		1台																																									
動力噴霧機	4.7ps	1台																																									
ねぎ洗浄機	3ps	1台																																									
肥料散布機	2.3ps	1台																																									
マルチャー	13ps	1台																																									
水稻 ＋ アスパラガス ＋ ブロッコリー 【複合経営】	〈作付面積等〉 水稻 2.0ha (早生) 1.0 ha (中生) 1.0 ha アスパラガス (施設) 0.2ha ブロッコリー 1.2ha	〈主な資本装備〉 <table><tr><td>作業場(含格納庫)</td><td>90㎡</td><td>1棟</td></tr><tr><td>ビニールハウス</td><td>2,000㎡</td><td></td></tr><tr><td>トラクター</td><td>26ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>田植機</td><td>4条</td><td>1台</td></tr><tr><td>コンバイン</td><td>2条</td><td>1台</td></tr><tr><td>管理機</td><td>6.3ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>予冷库</td><td>1坪</td><td>1基</td></tr><tr><td>軽トラック</td><td></td><td>1台</td></tr><tr><td>動力噴霧機</td><td>4.7ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>肥料散布機</td><td>2.3ps</td><td>1台</td></tr><tr><td>灌水ポンプ</td><td>10ps</td><td>1台</td></tr></table> 〈その他〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用	作業場(含格納庫)	90㎡	1棟	ビニールハウス	2,000㎡		トラクター	26ps	1台	田植機	4条	1台	コンバイン	2条	1台	管理機	6.3ps	1台	予冷库	1坪	1基	軽トラック		1台	動力噴霧機	4.7ps	1台	肥料散布機	2.3ps	1台	灌水ポンプ	10ps	1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・簿記記帳結果を基にした経営分析を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・繁忙期における雇用従事者の確保						
作業場(含格納庫)	90㎡	1棟																																									
ビニールハウス	2,000㎡																																										
トラクター	26ps	1台																																									
田植機	4条	1台																																									
コンバイン	2条	1台																																									
管理機	6.3ps	1台																																									
予冷库	1坪	1基																																									
軽トラック		1台																																									
動力噴霧機	4.7ps	1台																																									
肥料散布機	2.3ps	1台																																									
灌水ポンプ	10ps	1台																																									

イチゴ (養液栽培) 【施設野菜】	〈作付面積等〉 イチゴ（養液） 0.3ha	〈主な資本装備〉 作業場（合格納庫）鉄骨 90㎡ 軽トラック 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 養液栽培施設 1式 温風暖房機 1台 炭酸ガス発生装置 2台 ビニールハウス 3,000㎡ 育苗ハウス 500㎡ 電照施設 3,000㎡分 他 〈その他〉 ・育苗管理の改善により、健苗の確保に努める。 ・適正な温度管理により、樹勢の安定化を図り、収量性の向上に努める。 ・成分測定による適正な養液管理に努める。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・農業日誌記帳による労働時間の把握と適正な労働配分を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料、休日制の導入 ・繁忙期におけるパート雇用従事者の確保
ミニトマト (養液栽培) 【施設野菜】	〈作付面積等〉 ミニトマト 0.2ha (施設面積) 0.2ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス 2,000㎡ 養液栽培施設 1式*2 作業場（合格納庫）鉄骨 40㎡ 軽トラック 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 加湿システム 1式*2 選別機 1台 他 〈その他〉 ・ミニトマトは成分測定による適正な養液管理に努める。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・農業日誌記帳による労働時間の把握と適正な労働配分を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者の確保

水稻 ＋ パセリ 【施設野菜】	〈作付面積等〉 水稻（早期） 0.6ha パセリ 0.45ha （秋冬） 0.3ha （初夏） 0.15ha	〈主な資本装備〉 作業場（合格納庫）鉄骨 100㎡ ビニールハウス 3,500㎡ トラクター 26ps 1台 普通トラック 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 動力散粉機 1台 乗用田植機（共同利用） 4条 1台 コンバイン 3条 1台 予冷库 1.5坪 1基 管理機 6.3ps 1台 他 〈その他〉 ・水稻はカントリーエレベーター利用。 ・パセリは基本的管理作業の適正実施に努める。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・簿記記帳結果を基にした経営分析を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者の確保
水稻 ＋ ブロッコリー 【露地野菜】	〈作付面積等〉 水稻 1.8ha ブロッコリー 2.5ha	〈主な資本装備〉 作業場（合格納庫）鉄骨 90㎡ トラクター 31ps 1台 乗用田植機 4条 1台 コンバイン 2条 1台 管理機 6.3ps 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 軽トラック 1台 肥料散布機 2.3ps 1台 他 〔その他〕 水稻は、カントリーエレベーター利用。 ブロッコリーは、秋冬どりと春どりの2作型を導入し、定植は機械定植で省力化を図る。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・簿記記帳結果を基にした経営分析を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者の確保

水稲 ＋ 麦 ＋ サトウキビ 【複合経営】	〈作付面積等〉 水稲 9.0ha （早生） 3.0ha （中生） 6.0ha 麦類 11.0ha （小麦） 6.0ha （はだか麦） 5.0ha サトウキビ 0.2ha	〈主な資本装備〉 作業場（合格納庫）鉄骨 150㎡ トラクター 41ps・29ps 各1台 代掻きハロー 1台 ブロードキャスタ 1台 乗用田植機 6条 1台 コンバイン 4条 1台 乾燥機 30石 2基 粃摺機 4インチ 1基 選別計量器 1台 フォークリフト 1台 普通トラック 1台 軽トラック 1台 管理機 6.3ps 1台 施肥播種機 8条 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 肥料散布機 1台 杭打機 1台 サブソイラー 1台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・簿記記帳結果を基にした経営分析を実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者の確保
乳用牛 ＋ 飼料作物 【複合経営】	〈飼養頭数〉 経産牛 60頭 初妊牛 4頭 保育・育成牛 16頭 〈作付面積〉 稲WC S 2.0ha イタリアンライグラス 3.0ha	〈主な資本装備〉 牛舎 鉄骨 600㎡ 搾乳室 鉄骨 180㎡ 育成牛舎 木造 200㎡ 堆肥舎 木造 230㎡ 飼料・機械格納庫 木造 200㎡ ミルキングパーラー 1式 汚水槽 コンクリート 180㎡ バルククーラー 3,000ℓ トラクター 45ps 1台 トラクター 28ps 1台 ミキシングフィーダー 1台 中型ロールバレー 1台 ベールラッパ 1台 トラック 2 t 1台 他 〈その他〉 ・衛生管理の徹底を図る。 ・地域環境に配慮した家畜排せつ物の適正な処理と良質堆肥の生産に努める。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・過剰投資に配慮しながら、省力化のための飼養管理方式の導入を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ビークの軽減

採卵鶏 【養鶏】	〈飼養頭数〉	〈主な資本装備〉	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・パート雇用従事者の確保
	採卵鶏 (常時飼育羽数) 35,000羽	育すう舎 鉄骨スレート 310㎡ 中大すう舎 鉄骨スレート 1,200㎡ 成鶏舎 鉄骨スレート 1,400㎡×2 堆肥舎 鉄骨スレート 250㎡ 鶏糞乾燥ハウス 鉄骨スレート 700㎡×2 鶏糞攪拌機 2台 飼料タンク 4t用 3基 自動給餌機 10セット 総合自動集卵機 1台 畜ふん袋詰め機 1台 自動集卵機 13セット 自動箱詰機 1台 作業場 鉄骨スレート 200㎡ ショベルローダ 1台 フォークリフト 1台 動力噴霧機 1台 運搬車 1台 普通トラック 2t 1台 軽トラック 1台 他 〈その他〉 ・需要に即した計画的な生産に努める。 ・地域環境に配慮した家畜排せつ物の適正な処理と良質堆肥の生産に努める。		

(注) 個人経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人を基準として農繁期に必要な応じパートによる雇用を含むものとする。

[団体経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
集落営農 組織 (作業受託型) 水稻 ＋ 麦	〈作付面積等〉 水稻 10.0ha 麦 12.0ha	〈主な資本装備〉 作業場(合格納庫) 鉄骨 150m ² トラクター 41ps 1台 トラクター 28ps 1台 ディスクハロー 1台 プローセッサ 1台 乗用田植機 6条 1台 コンバイン 4条 1台 乾燥機 30石 2基 糶摺機 4インチ 1基 選別計量機 1台 フォークリフト 2 t 1台 普通トラック 800kg 1台 軽トラック 1台 施肥播種機 8条 1.8 m 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 サブソイラー 1台 溝掘機 1台 他 〈その他〉 ・水稻は、稚苗移植栽培、麦はドリル播 栽培による栽培とする。	・一元的な経 理	・集落内の構成員の役 割分担の明確化

(注)

- 1 団体経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 団体経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に東かがわ市及び周辺市町で展開している経営事例を踏まえ、東かがわ市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
水稻 + 麦 + 作業受託 【複合経営】	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。	家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を検討するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。
	水稻 3.0ha	農業倉庫 鉄骨150㎡ 1棟		
		トラクター 31ps 1台		
		フォークリフト 2t 1台		
	麦 3.0ha	ドライブハロー 220cm 1台		
		ブロードキャスト 200l 1台		
		サブソイラー 1台		
	作業受託	乗用田植機 4条 1台		
	(耕起～田植)	コンバイン 3条 1台		
	5.0ha	乾燥機 30石 1基		
水稻 + 葉ネギ + レタス 【露地野菜】	〈作付面積等〉	〈主な資本装備〉	複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。	家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を検討するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。
	水稻 1.1ha	作業棟 鉄骨90㎡ 1棟		
		育苗ハウス 100㎡ 1棟		
		トラクター 26ps 1台		
		乗用田植機 (共同) 4条 1台		
	葉ネギ 0.3ha	コンバイン (共同) 2条 1台		
		管理機 6.3ps 1台		
		動力噴霧機 4.7ps 1台		
	レタス 1.2ha	予冷库 1基		
	(年内) 0.4ha	レタス包装機 1台		
	(年明) 0.5ha	ネギ洗浄機 1台		
		マルチャー 1台		
	(春どり) 0.3ha	肥料散布機 2.3ps 1台		
		軽トラック 1台		

水稻 + オクラ + レタス 【露地野菜】	〈作付面積等〉 水稻 1.0ha オクラ 0.1ha レタス 1.2ha (年内)0.4ha (年明)0.5ha (春どり)0.3ha	〈主な資本装備〉 作業棟 鉄骨90㎡ 1棟 育苗ハウス 100㎡ 1棟 トラクター 26ps 1台 乗用田植機 (共同) 4条 1台 コンバイン (共同) 2条 1台 管理機 6.3ps 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 予冷库 1基 レタス包装機 1台 マルチャー 1台 肥料散布機 2.3ps 1台 経トラック 1台	複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。	家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を検討するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。
水稻 + アスパラガス + ブロッコリー 【複合経営】	〈作付面積等〉 水稻 1.0ha アスパラガス 0.1ha ブロッコリー 1.3ha	〈主な資本装備等〉 作業棟 鉄骨90㎡ 1棟 ビニルハウス 1000㎡ 1棟 トラクター 26ps 1台 乗用田植機 (共同) 4条 1台 コンバイン (共同) 2条 1台 管理機 6.3ps 1台 動力噴霧機 4.7ps 1台 予冷库 1基 灌水ポンプ 1台 肥料散布機 2.3ps 1台 経トラック 1台	複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。	家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を検討するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。

イチゴ (養液栽培) 【施設野菜】	〈作付面積等〉 イチゴ(養液) 0.2ha	〈主な資本装備等〉 作業棟 鉄骨 90㎡ 1棟 ビニールハウス 2000㎡ 1棟 育苗ハウス 500㎡ 1棟 電照設備 2000㎡分 1式 養液栽培施設 2000㎡分 1式 動力噴霧機 4.7ps 1台 温風暖房機 2台 炭酸ガス発生装置 2台 軽トラック 1台	複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。	家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を検討するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。
	(施設面積) 0.2ha			
ミニトマト (養液栽培) 【施設野菜】	〈作付面積等〉 ミニトマト 0.2ha	〈主な資本装備等〉 作業棟 鉄骨 40㎡ 1棟 ビニールハウス 2,000㎡ 1棟 動力噴霧機 4.7ps 1台 養液培養システム 1式*2 加湿システム 1式*2 選別機 1台 軽トラック 1台	複式簿記記帳の実施により経営の分離を図り、青色申告を実施するとともに、作業日誌の記帳や作業計画の策定による効率的な計画生産に努め、経営管理能力の向上を図る。	家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を検討するとともに、農繁期におけるパート雇用従事者の確保により過重労働を防止する。
	(施設面積) 0.2ha			

(注) 個人経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人の夫婦2人を基準として農繁期に必要な応じパートによる雇用を含むものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、香川県新規就農・農業経営相談センター（以下「相談センター」という。）、農業改良普及センター、香川県農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や里親制度による受入体制の整備、香川県農協のインターン制度のような実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等の推進を図る。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センター、相談センター及び香川県農協等の関係機関と連携して、就農希望者の受け入れについて、連携体制を構築し、就農等希望者に対する農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修情報の提供や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポート情報の提供を行うとともに、庁内関係部署との連携による住宅や子育て支援施策の紹介や移住相談対応等の支援を行う。

また、就農後の定着に向けて、関係機関の協力のもと、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となる支援を行うとともに、経営の移譲を希望する農業者の情報について積極的収集に努め、関係機関との連携により、就農希望者等との円滑なマッチング・事業継承につながるサポートを行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

このほか、市農業委員会・香川県農協と連携し、農業機械銀行等を介した農作業の受委託情報の発信並びに利用促進に努める。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、市農業委員会、香川県農協、農業大学校、相談センター等の関係機関と連携しつつ、全体調整を行いながら、必要に応じ就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート、経営の移譲を希望する農業者の情報等の情報について以下の役割分担により実施する。

- ① 市からの情報提供・要請に対し、県農業会議、農地機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、就農受け入れ態勢、研修内容、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等就農希望者が必要とする情報の提供を行う。
- ② 農業改良普及センター及び香川県農協は、就農希望者の作物ごとの営農技術指導を行うとともに、農業機械等の確保相談や農業支援サービス事業体の活用相談など必要なサポートを行う。
- ③ 株式会社日本金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する新規就農者等からの相談に対応し、市をはじめとする関係機関と連携のもと、各種融資等を活用した経営面でのアドバイスを行う。
- ④ 各関係機関は、個々の集落において、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりの支援を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、地域農業再生協議会及び香川県農協と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び相談センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、香川県農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び相談センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう相談センター、農地機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者（又は目指す者）に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（又は目指す者）に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標については、県内における農用地利用に占めるシェア目標水準を踏まえ、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
67%程度	

（注）1 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織とする。

2 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体にあつては、権限を有する農用地面積と農作業受委託面積、組織経営体にあつては、構成員の権限を有する農用地面積と構成員以外からの農作業受委託面積のシェア目標である。

農作業受委託面積は、基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している面積である。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営農地を効率的に利用し得るよう、次の施策を実施することにより、経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

- ①農業経営基盤強化促進事業により面的な利用権の設定とともに、集落営農組織の活動により、面的な農作業受委託を促進する。
- ②農地機構が行う事業等を活用し、利用権の設定や農地の売買を通じた農用地の面積集積を促進する。
- ③作成を進めている地域計画（従前の人・農地プラン）では、将来的に、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者の不足も想定されており、地域外や隣地域からの受け入れに対する環境づくりとあわせて、作業効率も考慮して、隣接する農用地を面的に集約化しての受け入れを促進する。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、地域農業再生協議会等を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、東かがわ市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に

展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

農用地の利用改善について地域別には、

(1) 平坦部の地区は兼業農家による稲作が中心となっているが、農業を主体とする規模拡大志向農業者も一部存在しているほか、集落営農の取組みが行われている。しかしながら、ほ場区画の不整形、用排水路網の不整備による作業効率の悪さが地区内の経営上の大きな課題となっている。また、各農家で行われている稲作についても、米価の低迷、兼業の深化から農地の引き受け希望が増加しているものの、地区内担い手の引受余地は必ずしも多くはない状況である。

また、ほ場整備事業の施行にあわせて、担い手への農地が面積に集積することが可能となるように、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

(2) 中山間地域の地区は、連担的ほ場内に遊休農地や自家用菜園が介在する状況にあり、効率的な農用地の利用とはなっていない状況にあるとともに、担い手もほとんど存在していない状況にある。このため、営農は個々の農家による農業機械保有という状況とも相まって、高コスト体質となっており、作付けの集団化、農作業の共同化が急務となっている。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東かがわ市は、香川県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、東かがわ市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、東かがわ市の区域において、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

東かがわ市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の地域計画策定に係る協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の基準等に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業に関する事項〔地域計画公表までの経過措置〕
- ③ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ④ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

⑥ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の地区においては、ほ場整備事業が実施されており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 中山間地域の地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、集落営農の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の基準等に関する事項

市は地域計画の策定にあたっては、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれているように設定し、地域の農用地の出し手と受け手の意向が十分に反映されるように調整を行うものとする。

協議の場の開催時期については、地域の担い手以外にも幅広い農業者の参加が必要であるため、土地利用型作物としての水稻や麦等の繁忙期を避け設定し、柔軟に開催日時の調整を行うこととする。

協議の推進にあたっては、農業改良普及センター、市農業委員会農業員及び農地利用最適化推進委員、農地機構、香川県農協、香川県農業共済組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画公表後には、当該地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を適宜実施する。

協議の場の参加者等からの協議事項に関する問い合わせの対応については、市農林水産課及び市農業委員会にて対応することとする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項〔地域計画公表までの経過措置〕

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- (カ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (キ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、特例事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が、賃借権又は使用貸借権による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して

耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 東かがわ市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体又は農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）令和5年4月1日改正前の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 東かがわ市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可

基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 東かがわ市は、法第6条の規定による基本構想の承認後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 東かがわ市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 東かがわ市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、東かがわ市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 東かがわ市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 東かがわ市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 東かがわ市は、(5)の②及び③の規定による農業協同組合及び土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、東かがわ市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 東かがわ市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっ

ては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のイに掲げる事項については、（１）の④に規定する者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

東かがわ市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地についての利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（9）公告

東かがわ市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を東かがわ市の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

東かがわ市が、（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（12）紛争の処理

東かがわ市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取り消し等

① 東かがわ市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 東かがわ市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（1）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないと

き。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 東かがわ市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を東かがわ市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 東かがわ市が、③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、農地中間管理事業の活用を図るものとする。

また、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

東かがわ市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を東かがわ市に提出して、農用地利用規程について東かがわ市の認定を受けることができる。

- ② 東かがわ市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 東かがわ市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を東かがわ市の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号、以下「政令」という。）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の

事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 東かがわ市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

東かがわ市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行の活用、農作業受委託のあっせん窓口業務等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、

農作業受委託の促進に努めるものとする。また、地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業機械銀行等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受委託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図るものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 条件整備の方針

東かがわ市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、農業改良普及センターと連携して、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(2) 青年の新規就農に向けた増加対策

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進するよう努める。

①新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受け入れ環境の整備

相談センター、農業改良普及センター、香川県農協などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒、学生が農業に興味や関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくったりすることで、農業に関する知見を広められるようにする。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

東かがわ市が主体となって、香川県立農業大学校や農業改良普及センター、地域の農業委員、農業士、香川県農協等と連携・協力した就農サポート体制等により、研修や営農指導の時期、内容など就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導

を行うほか、必要に応じて面接を行うなど、青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な支援が行える環境を整える。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、定期的な公表後の地域計画の見直しや話し合いを通じ、次代の地域農業の担い手としての青年等を育成する体制を強化する。そのために、新規就農者交流会等各種会合への参加を促すとともに、東かがわ市経営者協議会との交流の機会を設ける。

また、商工会や香川県農協ふれあいセンターとも連携して、直売所での販売など出荷に係る助言を行い、農畜産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営管理能力の向上に向けた支援

農業改良普及センター及び地域農業再生協議会等の指導による簿記記帳指導講習会、有識者による各種セミナーへの参加を促し、経営に関するノウハウの蓄積を支援する。

エ 青年等就農計画作成の支援及び農業経営改善計画作成への誘導

青年等が、就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を支援し、新規就農者育成総合対策事業や青年等就農資金等国の支援策や、県、東かがわ市の新規就農関連事業を効果的に活用した育成、定着を図る。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

③関係機関等の役割分担

就農相談への対応、技術や知識、経営管理能力等の習得、農地の集積、就農前後での営農指導等フォローアップ、販路確保や人脈づくりなど、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域農業の担い手として育成・定着するため、東かがわ市は、認定農業者や農業士など地域の先達農業者や生産者組織はもとより、市農業委員会、相談センター、農業改良普及センター、香川県立農業大学校、香川県農協、農地機構などと連携を強化し、各種取組を効果的に推進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

東かがわ市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 東かがわ市は、ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、農産物集出荷施設等の農業近代化施設の効率的な活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 東かがわ市は、地域ぐるみで地域の農業構造を改善する事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 東かがわ市は、エリア毎の地域計画に基づく積極的な取組によって、水稻作、転作を通じた望ましい経営の育成を図る。特に面的な広がりでの田畑輪換を実施する集团的土地利用

を目指して農用地利用の集積、面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 東かがわ市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 東かがわ市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

東かがわ市は、市農業委員会、農業改良普及センター、香川県農協、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体で連携強化に努めるとともに効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

市農業委員会、香川県農協及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、東かがわ市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和 5年 8月29日から施行する。

別紙１（第５の２の（１）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９８条第１項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第１８条第３項第２号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（２）農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３）土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第８号若しくは第９号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の２（２）関係）

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 （又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
１ 存続期間は双方合意に基づく適切と認められる期間とすることができる。 ２ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 ３ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する場合は、相手方の同意を得るものとする。	１ 農地については、農地法第５２条の規定により市農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 ２ 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 ３ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 ４ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換	１ 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 ２ １の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	１ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 ２ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間

	算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。		で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき東かがわ市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	--	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用 貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の 3 と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。